

南海トラフ巨大地震対策特別措置法案

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 緊急対策推進基本計画（第五条）
- 第三章 緊急対策実施計画の作成等（第六条—第十六条）
- 第四章 緊急対策実施計画に係る特別の措置（第十七条—第二十六条）
- 第五章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置
 - 第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等（第二十七条—第三十四条）
 - 第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置（第三十五条—第四十条）
- 第六章 緊急集団移転促進事業の実施に係る特別の措置
 - 第一節 緊急集団移転促進事業計画の作成等（第四十一条—第四十七条）
 - 第二節 緊急集団移転促進事業計画の実施に係る特別の措置（第四十八条—第五十条）
- 第七章 雑則（第五十一条—第五十七条）

第八章 罰則（第五十八条・第五十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ巨大地震緊急対策区域の指定、南海トラフ巨大地震に関する地震観測体制の整備、緊急対策推進基本計画及び緊急対策実施計画の作成、緊急対策実施計画に係る特別の措置、特定緊急対策事業推進計画の認定及び特別の措置、緊急集団移転促進事業の実施に係る特別の措置等について定めることにより、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「南海トラフ巨大地震」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界における極めて広い領域を震源とする大規模な地震であつて、科学的に想定し得る最大規模の被害をもたらすおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

3 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(南海トラフ巨大地震緊急対策区域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定により指定された地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された東南海・南海地震防災対策推進地域並びにこれらの周辺の地域のうち、南海トラフ巨大地震が発生した場合に特に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある

区域を、南海トラフ巨大地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係する都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、当該都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係する市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による緊急対策区域の指定を解除する場合に準用する。

（南海トラフ巨大地震に関する観測及び測量の実施の強化）

第四条 国は、南海トラフ巨大地震の発生を予知し、もって地震災害の発生を防止し、又は軽減するため、南海トラフ巨大地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるとともに、計画的に、地象、水象等の常時観測を実施し、南海トラフ巨大地震に関する土地及び水域の測量の密度を高める等観測及び測

量の実施の強化を図らなければならない。

第二章 緊急対策推進基本計画

第五条 政府は、第三条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、南海トラフ巨大地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策（以下「緊急対策」という。）の推進に関する基本的な計画（以下「緊急対策推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 緊急対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- 二 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- 三 次条第一項に規定する緊急対策実施計画の基本となるべき事項
- 四 第二十七条第一項に規定する特定緊急対策事業推進計画の同条第八項の認定に関する基本的な事項
- 五 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画
- 六 前各号に掲げるもののほか、緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、緊急対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、緊急対策推進基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、緊急対策推進基本計画を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による緊急対策推進基本計画の変更について準用する。

第三章 緊急対策実施計画の作成等

(緊急対策実施計画)

第六条 第三条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、その全部又は一部の区域が緊急対策区域である都府県（以下「関係都府県」という。）の知事（第六章を除き、以下「関係都府県知事」という。）は、緊急対策推進基本計画を基本として、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画（以下「緊急対策実施計画」という。）を作成することができる。

2 緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緊急対策実施計画の区域

二 緊急対策実施計画の目標

三 緊急対策実施計画の期間

3 緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

一 次に掲げる施設等（当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）の整備等であつて、当該緊急対策区域において南海トラフ巨大地震に係る地震防災上緊急に実施する必要があるものに関する事項

イ 避難路

ロ 避難施設その他の避難場所

ハ 消防用施設

二 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設をいう。以下同じ。）又は漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律

第三百三十七号）第三条に規定する漁港施設をいう。）

ホ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関その他地震災害が発生した時（以下「地震災害時」という。）における医療活動の拠点となる病院、社会福祉施設、学校その他の不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築若しくは補強又は移転を要するもの

ヘ ホに掲げるもののほか、住宅その他の建築物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ト 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（以下「海岸保全施設」という。）又は河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設で、

地震防災上必要なもの

チ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地崩壊防止法」という。）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号に

規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

リ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ヌ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

ル 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

ヲ 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ワ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

カ イからワまでに掲げるもののほか、南海トラフ巨大地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

二 土地改良事業（土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）に関する事項

三 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。）その他の南海トラフ巨大地震に係る被害の発生を防止し、又は軽減するための住居、工場その他の事業所等の集団的移転に関する事項

四 宅地等の地震防災対策に関する事項

五 次に掲げる事項のうち、当該緊急対策区域において南海トラフ巨大地震に係る災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施に必要なもの

イ 被災者の救難及び救助の実施に関する事項

ロ 地震災害時における医療の提供に関する事項

ハ 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資の流通に関する事項

ニ ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項

ホ 海外からの防災に関する支援の円滑な受入れに関する事項

ヘ 応急仮設住宅の建設に係る用地の確保に関する事項

ト 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保に関する事項

六 住民等の協働による防災対策の推進に関する事項

七 南海トラフ巨大地震の発生を予知するための観測体制の強化に関する事項

八 南海トラフ巨大地震に係る防災訓練に関する事項

九 地震防災に関する技術の研究開発に関する事項

十 前各号に掲げる事項に係る事業又は事務（以下「事業等」という。）と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等その他の南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進のため前各号に掲げる事項に係る事業等に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に関する事項

十一 緊急対策実施計画に基づいて実施される事業等（以下「緊急対策事業等」という。）のうち第八条

第一項の交付金を充てて行う事業等に関する事項

十二 その他内閣府令で定める事項

4 前項各号に掲げる事項には、関係都府県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該関係都府県以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。

5 関係都府県知事は、緊急対策実施計画に当該関係都府県以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

6 関係都府県知事は、緊急対策実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該緊急対策実施計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見を聴かなければならない。

7 関係都府県知事は、緊急対策実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）と協議しなければならない。

9 関係都府県知事は、緊急対策実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、緊急対策実施計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（緊急対策事業等に係る国の負担又は補助の特例等）

第七条 緊急対策事業等のうち、別表第一に掲げるもの（当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合す

るものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの（都府県が実施するものを除き、当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に係る都府県の負担又は補助の割合（以下「都府県の負担割合」という。）は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 国は、緊急対策事業等のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

（緊急対策交付金の交付等）

第八条 国は、関係都府県又はその全部若しくは一部の区域が緊急対策区域である市町村（以下「関係市町

村」という。）（以下この章から第五章までにおいて「特定地方公共団体」という。）に対し、緊急対策事業等のうち第六条第三項第十一号に掲げる事項に係る事業等の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、前項に規定する経費に前条第一項に規定する経費が含まれる場合においては、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、前項の交付金（以下「緊急対策交付金」という。）の額を算定するものとする。

3 緊急対策交付金を充てて行う事業等（以下「緊急対策交付金事業等」という。）に要する費用については、前条及び他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、緊急対策交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
（緊急対策交付金の交付に関する基本理念）

第九条 緊急対策交付金は、特定地方公共団体がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に緊急対策交付金事業等を実施することを旨として交付されるものとする。

2 緊急対策交付金の交付に当たっては、特定地方公共団体がその創意工夫を発揮して緊急対策交付金事業等を実施することができるよう十分に配慮するものとする。

(地方公共団体への援助等)

第十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定地方公共団体に対し、緊急対策交付金事業等の円滑かつ迅速な実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 関係行政機関の長は、緊急対策交付金事業等の実施に関し、特定地方公共団体から法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第十一条 緊急対策交付金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十四条の規定による実績報告(事業等の廃止に係るものを除く。)は、緊急対策交付金事業等ごとに行うことを要しないものとし、同法第十五条の規定による交付すべき額の確定は、緊急対策交付金事業等に係る交付金として交付すべき額の総額を確定することをもって足りるものとする。

(計画の実績に関する評価)

第十二条 緊急対策交付金の交付を受けた特定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、緊急対策実施計画（緊急対策交付金事業等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、緊急対策実施計画に掲げる目標の達成状況及び緊急対策交付金事業等の実施状況に関する調査及び分析を行い、緊急対策実施計画の実績に関する評価を行うものとする。

2 特定地方公共団体は、前項の評価を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(基金)

第十三条 特定地方公共団体は、緊急対策事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

2 特定地方公共団体が前項の規定により基金を設ける場合において、国は、当該基金の造成の目的である緊急対策事業等が、あらかじめ複数年度にわたり財源を確保しておくことが施策の安定的かつ効率的な実施に必要不可欠であつて、複数年度にわたり事業等の進捗状況等に応じた助成が必要であるが、各年度の

所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要不可欠である等の特段の事情がある事業等であると認めるときは、予算の範囲内で、当該基金の財源に充てるために必要な資金として緊急対策交付金を交付することができる。

(地方債の特例等)

第十四条 緊急対策事業等の実施につき特定地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

2 緊急対策事業等の実施につき特定地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるために起こした地方債で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十号）の定めるところにより、当該特定地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(資金の確保のための措置)

第十五条 国は、財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用その他の措置を講ずることにより、

緊急対策の実施に必要な資金の確保に努めるものとする。

(緊急対策債の発行等)

第十六条 国は、緊急対策の実施に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「緊急対策債」という。）を発行するものとする。

2 国は、緊急対策債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。

第四章 緊急対策実施計画に係る特別の措置

(土地改良法の特例)

第十七条 国は、緊急対策実施計画に基づいて行う土地改良事業（第三項の規定により国が行うものを除く。）であつて、緊急対策の推進のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを行うことができる。

2 前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項並びに同法第八

十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他）」とあるのは「土地改良施設の変更（当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、）」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項中「第五条第六項及び第七項、第七条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十七条の三第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

3 国は、緊急対策実施計画に基づいて行う土地改良事業（関係都府県知事が土地改良法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたものに限る。）であつて、その関係都府県における当該土地改良

事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して、緊急対策の推進のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、自ら行うことができる。この場合においては、当該指定のあつた日に、農林水産大臣が同法第八十七条第一項の規定により当該土地改良事業計画を定めたものとみなす。

4 前項の規定による指定は、同項の関係都府県知事の要請に基づいて行うものとする。

5 第三項の規定により国が土地改良事業を行う場合において、当該土地改良事業に関し同項の関係都府県が有する権利及び義務の国への承継については、農林水産大臣と同項の関係都府県知事が協議して定めるものとする。

(漁港漁場整備法の特例)

第十八条 農林水産大臣は、緊急対策実施計画に基づいて行う漁港漁場整備法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（漁港管理者（同法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）である関係都府県が管理する同法第二条に規定する漁港に係る同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）に関する工事であつて、当該関係都府県における漁港漁場整備事業に関する工事の実

施体制その他の地域の実情を勘案して、緊急対策の推進のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものと（第三項及び第四項において「緊急漁港工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、漁港管理者である同項の関係都府県の要請に基づいて行うものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により緊急漁港工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、漁港管理者である同項の関係都府県に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により農林水産大臣が施行する緊急漁港工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の関係都府県は、当該費用の額から、自ら当該緊急漁港工事を施行することとした場合に国が当該関係都府県に交付すべき負担金若しくは補助金又は交付金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により漁港管理者に代わってその権限を行う農林水産大臣は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、漁港管理者とみなす。

（砂防法の特例）

第十九条 国土交通大臣は、緊急対策実施計画に基づいて行う砂防法第一条に規定する砂防工事であつて、関係都府県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、緊急対策の推進のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「緊急砂防工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、その関係都府県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により緊急砂防工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、前項の関係都府県知事に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する緊急砂防工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の関係都府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、第二項の関係都府県知事が自ら当該緊急砂防工事を施行することとした場合に国が当該関係都府県に交付すべき負担金若しくは補助金又は交付金の額に相当する額を控除した額を負担する。

（港湾法の特例）

第二十条 国土交通大臣は、緊急対策実施計画に基づいて行う港湾法第二条第七項に規定する港湾工事のうち

ち港湾施設（港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理者をいう。次項において同じ。）である関係都府県が管理するものに限る。）の建設又は改良に係るものであつて、当該関係都府県における港湾工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、緊急対策の推進のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項において「緊急港湾工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、港湾管理者である同項の関係都府県の要請に基づいて行うものとする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が施行する緊急港湾工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の関係都府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該緊急港湾工事を施行することとした場合に国が当該関係都府県に交付すべき負担金若しくは補助金又は交付金の額に相当する額を控除した額を負担する。

（道路法の特例）

第二十一条 国土交通大臣は、緊急対策実施計画に基づいて行う都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同条第四号に掲げる市町村道をい

う。)の新設又は改築に関する工事であつて、当該道路の道路管理者(同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第五項において同じ。)である特定地方公共団体における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、緊急対策の推進のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの(第三項及び第四項において「緊急道路工事」という。)を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、同項の特定地方公共団体の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により緊急道路工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の特定地方公共団体に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する緊急道路工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の特定地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該緊急道路工事を施行することとした場合に国が当該特定地方公共団体に交付すべき補助金又は交付金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章の規定の適用